

本願寺尾崎別院  
納骨壇規約



浄土真宗本願寺派 本願寺尾崎別院

〒599-0201 大阪府阪南市尾崎町 2 丁目 8-19

TEL 072-472-4128

FAX 072-472-0011

# 本願寺尾崎別院納骨壇規約

(目的)

第1条 本規約は宗教法人本願寺尾崎別院（以下「当院」という。）が設置する納骨壇を使用するにあたり、使用及び維持管理等に関する必要な事項を定め、その使用及び維持管理等が適切に行われることを目的とする。

(適用)

第2条 本規約は、当院と納骨壇使用者（以下「使用者」という。）との間の納骨壇の使用にかかわる一切の關係に適用される。

(呼称及び所在地)

第3条 当院が設置する納骨壇は、「本願寺尾崎別院納骨壇（以下「納骨壇」という。）」と称し、大阪府阪南市尾崎町2丁目8番19号本願寺尾崎別院内に置く。

(管理及び管理者)

第4条 納骨壇は、当院において管理し、当院代表役員（輪番）が納骨壇管理者（以下「管理者」という。）としてこれにあたる。

(使用者)

第5条 使用者は、当院の門徒又は管理者が特に認めた者で、本規約を遵守することを誓約する者に限る。但し、当院の門徒で所定の護持費を滞納している者は、申込することはできない。

(使用手続)

第6条 納骨壇を使用しようとする者は、所定の書類及び第7条第1項に規定する使用冥加金を添えて、管理者に願い出なければならない。但し、当院以外の寺院に所属している者が使用を願い出る場合は、所属する寺院の住職の承認を得なければならない。

2 使用を許可された場合は、管理者は使用者に「本願寺尾崎別院納骨壇使用許可

証（以下「許可証」という。）を交付し、使用する納骨壇の鍵を1本貸与する。

（使用冥加金及び維持管理冥加金）

第7条 使用冥加金は1区画300,000円とする。

2 使用者は、年次維持管理冥加金として1区画につき年間10,000円を納入しなければならない。

3 前項に規定する年次維持管理期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わり、納付時期は当該年度9月とすることを例とする。但し、初年度に限り、申請時に使用冥加金と併せて納付することとする。

4 第2項の規定にかかわらず、使用者は、永代維持管理冥加金として200,000円を納入することもできる。この場合、第2項に規定する年次維持管理冥加金は納入する必要はない。また年次維持管理冥加金を既に納入している場合は、その年次維持管理冥加金は返還しない。

5 前各号に規定する使用冥加金及び維持管理冥加金について、管理者は変更することができる。但し、既に納入している使用冥加金及び永代維持管理冥加金は変更することはできない。なお、年次維持管理冥加金の額を変更する際は、管理者は使用者に対し、変更6か月前までに通知しなければならない。

（使用）

第8条 使用者は、許可証に記載された納骨壇を、第13条又は第14条の規定により使用する権利（以下「使用権」という。）を失わない限りその権利を有する。

2 納骨壇は貸与であり、使用者の私有物とはならない。

3 使用者は、納骨壇における法式儀礼については、浄土真宗本願寺派の定めに従って行わなければならない。

4 使用者は、納骨する場合は、その都度、管理者に届け出て許可を得なければならない。

5 使用者は、人の焼骨の収蔵以外の目的のために使用してはならない。

- 6 使用者は、使用する納骨壇及びその周辺設備を、みだりに改変・装飾等をしてはならない。
- 7 使用者は、管理者の承諾を得ずに納骨壇を使用する権利を他人に譲渡し、又は他人に当該納骨壇を使用させてはならない。
- 8 使用者は、使用名義人及び住所等の届け出内容を変更する場合は、速やかに管理者に届け出なければならない。
- 9 使用者は、許可証を紛失した場合は紛失届を、鍵を紛失した場合は、取替費用として5,000円を支弁しなければならない。

(納骨壇の管理責任)

第9条 納骨壇の整備、遺骨その他の管理については、当院がその責任を負う。

- 2 第三者による事故又は盗難等については当寺院に責任は無いものとする。
- 3 使用者は、その責に帰すべき事由により納骨壇の付帯設備等を損傷したときは、自己の責任と負担で同等のものを復元しなければならない。

(不可抗力による免責)

第10条 当院及び管理者は、自らの合理的な支配の及ばない不可抗力[自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火など)、天変地異、火事、停電、戦争、武力攻撃、内乱、疫病、通商停止、ストライキ、暴動、テロなどの非常事態、物資及び輸送施設の確保不能、政府当局による介入又は内外法令の制定もしくは改廃を含むがこれらに限定されない。]によって、本規約の全部又は一部を履行できない場合、当院及び管理者は責務を負わない。

- 2 前項に定める不可抗力が生じた結果、遺骨の分別が付かない状況に陥った場合、管理者は、宗教的尊厳を損なわないようにして、管理する努力しなければならない。
- 3 第1項に定める不可抗力が生じ、前項に規定する状況に陥った場合、管理者は使用者に対しその旨を速やかに通知しなければならない。

(参拝)

第11条 使用者は、当院開門中は何時でも納骨壇に参拝することができる。

2 使用者は、参拝に際して、当院職員の指示に従わなければならない。

(使用権の承継)

第12条 使用権を承継する場合は、所定の書類を管理者に提出し、承認を得なければならない。

2 使用権の承継については、相続による場合に限る。但し、やむ得ない特別な理由がある場合において、親族は管理者の承認を得て、使用権を承継できる。

3 承継後、第三者より異議申し立てのあった場合は、異議申し立てのあった日より1年以内に当事者間で解決しなければならない。なお、解決に至らない場合は、管理者は使用権を取り消すことができる。

4 使用者の家系が断絶する事によって、使用権を承継する者がなくなった場合、管理者は、使用者の意志に反することのないよう、善処することができる。

(使用権の返還)

第13条 使用権を返還する時は、所定の書類を提出し、使用していた納骨壇を原状に回復し、無条件で返還しなければならない。

2 使用者は、許可証及び鍵を管理者に返還しなければならない。

(使用許可の取り消し)

第14条 第7条各項に規定する内容に反した行為があった場合、又は第7条第2項に規定する年次維持管理冥加金を3年以上滞納した場合、管理者はその使用許可を取り消すことができる。

2 使用許可を取り消された場合は、使用者は使用していた納骨壇を速やかに原状に回復し、許可証及び鍵を管理者に変換しなければならない。

第15条 この規約の施行について必要な事項は、細則で定める。

附則

この規約は、令和4年8月23日から実施する。

附則

- 1 この規約は、令和5年2月20日から実施する。
- 2 第7条第2項に規定する年次維持管理費加金はこの規約実施日以降に新たに使用を開始した場合に適用し、実施日前から使用している場合については、なお従前の例による。

以 上